

3：文化芸術とは

①文化芸術基本法における文化芸術とは

文化芸術基本法では文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心の繋がりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとされている。また、文化芸術それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、国民共通のよりどころとなり、自己認識の起点として文化的な伝統を尊重する心を育てるものとされています。

②文化芸術の価値について

第2期文化芸術推進基本計画では、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、人々の創造力と感性を育むものであり、文化芸術を通して、他者と深く共感しあい、多様性を受け入れ心を通わせることで、お互いを尊重しながら生き生きと暮らせる地域社会を形成するものとされています。また、豊かな文化芸術は、社会において様々な需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものともされています。

あわせて、計画の目標を達成するため、文化芸術政策を強力に推進することで、文化芸術の質を価値の高め、その文化芸術を活用して得られる新たな価値や収益を、文化芸術の質や価値のさらなる向上のために再投資するという好循環を目指していくことが重要であるとされています。

③本市で文化芸術に期待すること

市の総合計画の一部である千葉市基本計画における、目指すべき10年後の千葉市の姿『みんなが輝く都市と自然が織りなす・千葉市』の実現にむけて、文化芸術がその様々な価値をもって大きく寄与することについてこれまで以上に大きな期待を寄せています。

※参考※ 千葉市基本計画における目指すべき10年度の市の姿 等

目指すべき10年度の市の姿	
『みんなが輝く都市と自然が織りなす 千葉市』	
こめられた思い 等	
・市の特性である「自然」、「利便性・ゆとり」、「拠点性・交流」を活かし、都市の活力と自然の潤いが織りなす、新たな価値が生まれるまちを目指す ・本市に住まい、活動する人々誰もが、一人ひとりの個性を活かし自分らしく活躍できるとともに、多様な主体がつながり連携しあうことで、未来に向けて輝き続けるまちを目指す ・多様な主体が、主体的に地域の課題解決に挑戦できる環境を整備し、まちづくりに参加したくなるきっかけをつくる必要がある	
目指すべき姿を見据えて実現していくべきこと	
・年齢・性別・国籍・障害の有無にかかわらず、それぞれが個性や能力を活かして、自分らしく活躍できる社会の構築 ・新しいサービスや価値を創出することや、それにより多様な人材を呼び込むことによる本市や市内企業の価値向上 ・市民が創造的な生活を送ることで、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成 ・保健福祉や医療、教育や観光など幅広い分野における社会課題の解決や地域活性化 など	

4：第2次千葉市文化芸術振興計画の取組における課題等

①各基本施策ごとに実施した取組と課題

【基本施策1：文化芸術に親しむ市民の裾野を「広げる」】

- 多彩な文化芸術イベントの開催
- 参加・体験型活動の推進

①主な事業の展開

- ・ベイサイドジャズやワンコインコンサートにおいて、文化施設以外での身近な場所で鑑賞の場を設けた。
- ・マジカルミライコラボ事業において、多くの来場者が期待される大規模イベントと連携した事業を展開できた。
- ・市民芸術祭では、市内で活躍する伝統ある文化芸術団体の活動の成果を発表できた。
- ・いきがいづくり事業や障害者作品展において、高齢者や障害者の文化芸術活動に焦点をあてた事業を展開できた。
- ・未来への夢を育む音楽芸術体験教室や小中特別支援学校鑑賞教育推進事業において、学校等と連携し、多くの子供たちに鑑賞や体験の場を提供できた。

②事業を実施した中での課題

- ・多くの人々が文化芸術に興味・関心を抱ききっかけとして、音楽や美術の「鑑賞」は適していると考えますが、一方で、現在の文化芸術のジャンルは、美術・音楽・演劇・舞踊・メディア芸術・伝統芸能・生活文化・デザイン等、多岐に渡っている。また、昨今、デジタル技術を駆使したデジタル芸術という試みも多く生まれており、文化芸術に興味関心を持つきっかけはそのジャンルによって様々であると考えられる。今後は、「鑑賞」を含め様々なきっかけで文化芸術に興味関心を抱く市民の受け皿として、市民が主体的に文化芸術活動に参加・体験できる事業をしっかりと展開しないと、将来の市の文化芸術の発展を踏まえての、真の意味での裾野の拡大にはつながらないのではないかと考える。

資料2-②

【基本施策2：文化を創造する人材を「育てる」】

- 文化芸術活動を楽しむ市民への支援
- 芸術家の発掘と育成
- 文化芸術活動を支える人材の育成

①主な事業の展開

- ・文化芸術創造事業において、子供たちがプロの講師から学び、その成果発表の場を設けた
- ・ROAD TO JAPAN JAMにおいて、若手アーティストの出場の場を設けた
- ・サークル支援事業、文化活動支援事業において、ホールでの発表の機会の提供や費用の助成支援を行い、発表の機会の充実を図った
- ・芸術文化新人賞や新人賞サポートプログラムにて、市にゆかりの若手アーティストの顕彰とその作品の発表の場を設けた
- ・文化芸術育成事業において、文化芸術事業の企画を実践する場を提供した
- ・美術館ボランティア事業において、美術館ボランティアとしての知識と技術を習得するための研修を行った

②事業を実施した中での課題

- ・市にゆかりのあるアーティストの発掘やその発表の場の提供はもちろん、「ゆかり」の有無にかかわらず、多くの才能あふれる若手アーティストが市に集い、活発な文化芸術活動を行うことが、少子高齢化が進む中においても、市の文化芸術の発展に大きく寄与することだと考える。そのため、本市で文化芸術活動を行ってみたいと感じることができる環境を整備し、そのようなアーティストを継続的に支援する取組を行うことが、市の魅力ある人材を育てることになると考える。本市に集い活動するアーティストに活躍等の場を提供することで、アーティストが行政から支援をうけずとも安定した収益を得ることができるよう、文化芸術事業のプロデュースやマネジメントを行う人材を外部から招致、または計画的に育成する事業も併せて早急に展開する必要があると考える。

【基本施策3：文化芸術を育む場を「支える」】

- 文化芸術活動の場の充実
- 活動しやすい環境の整備
- 伝統文化の継承・発展

①主な事業の展開

- ・文化施設の効果的な運営としては、新型コロナウイルス感染症拡大下においては文化施設における事業の中止や規模縮小、諸室貸出時間の制限などにより、文化施設利用者数は減少したが、令和4年度以降、回復しつつあり、現在は文化施設において、各施設の運営目的に沿った事業が実施できている。
- ・文化芸術発表支援や文化芸術鑑賞イベント支援事業補助金、動画配信環境整備助成事業補助金において、新型コロナウイルス感染症禍において、速やかな支援を行った。
- ・ベイサイドジャズやワンコインコンサートにおいて、商業施設の場所を活用できた
- ・文化芸術振興事業補助金では、事業が開始した平成26年度から令和4年度まで、合計69事業への補助を実施した
- ・音楽団体等活動支援事業補助金では、事業が開始した令和4年度において、合計67事業への補助を実施した。

②事業を実施した中での課題

- ・文化施設以外の場所を活用することは、身近な場所で気軽に文化芸術活動に触れることができる場の提供に留まらず、文化芸術活動に触れる機会を設けにくい病院や高齢者施設等まで広がりをもたせていければ、文化芸術の社会包摂の機能から鑑みても、非常に意義がある。また、これまで訪れる機会がなかった場所も、そこで文化芸術活動が行われることを機に訪れ、その場所の魅力を知ることが、市の魅力の発信になる。そのため、文化施設以外の場所での文化芸術活動の展開をこれまで以上に積極的に行うことが大事であると考えます。また、コロナ禍のように、文化芸術活動もままならない状況下においては、補助や支援の目的に文化芸術活動の継続が重きを置かれることは当然のことと考えるが、改めて、文化芸術のもつ様々な価値を考えた時に、補助や支援を行った個人や団体が行う文化芸術活動が、ほか多くの市民にどのような効果をもたらし、それが市の文化芸術の振興にどのように寄与していくこととなるかを、今一度、検討したうえで、補助支援制度を実施していくべきであると考えます。